

建築設備・防火設備の定期報告に
困っていませんか？

定期報告制度（特定建築物・建築設備・防火設備） のご案内

建築基準法では、特定建築物・建築設備・防火設備を定期的に調査・検査資格者に調査・検査を行ってもらい、特定行政庁に報告するよう義務づけています。

お客様から『建築設備・防火設備の定期報告を行ってくれる業者がわからない。』との声が多く寄せられています。そこで、弊社の建築基準適合判定資格者が、定期報告の調査検査報告業務（特定建築物・建築設備・防火設備）を行っていることをお知らせいたします。

※協力業者（その他の調査者・その他の検査者）としての立場による調査検査報告業務も行っています



報告対象時期

- 特定建築物：3年毎に1回
- 建築設備：毎年1回
- 防火設備：毎年1回

※昇降機は行っておりません



株式会社 兵庫確認検査機構

■ 姫路本店

姫路市南条426番地2

TEL: 079-289-3002
FAX: 079-289-3006

■ 神戸支店

神戸市中央区東町113番地1
(大神ビル5F502)

TEL: 078-392-6660
FAX: 078-392-6711

■ 加古川支店

加古川市加古川町北在家
2006番地(永田ビル3F)

TEL: 079-424-9001
FAX: 079-424-9010

■ 豊岡支店

豊岡市正法寺655番地1
(グレーストック103)

TEL: 0796-26-2777
FAX: 0796-26-2778